

平成28年度 第3回 四国中央市農業委員会

総 会 議 事 録

四国中央市農業委員会

## 平成28年度第3回農業委員会総会日程表

日 時 平成28年 6月 6日(月) 午後 1時30分～

場 所 JAうま総合経済センター2階 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 鈴木 和夫

議 事 日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知  
について

日程第3 承認第1号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例  
に関する法律第3条第1項の規定による承認  
について

日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申  
請について

日程第5 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申  
請に対する意見について

日程第6 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後  
の事業計画変更申請に対する意見について

日程第7 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申  
請に対する意見について

日程第8 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地  
利用集積計画の承認について(利用権貸借)

日程第9 諮問第1号 農業振興地域整備計画の変更協議の件に  
ついて

### 出席委員(32名)

1番 高橋 幸正

2番 藤田 紘正

3番 石川 有利

4番 星川 安徳

5番 長野 祥

6番 石川 邦彦

7番 合田 慎太郎  
10番 石川 雅弘  
12番 山川 不器雄  
15番 石川 武将  
19番 武村 喜太郎  
21番 篠永 貴  
23番 妻鳥 和美  
25番 高橋 寅夫  
28番 高橋 恒男  
30番 辻 政春  
32番 渡邊 嘉富  
34番 河村 薫  
36番 高橋 祥志

9番 篠原 一志  
11番 高橋 裕  
14番 篠原 義尚  
17番 鈴木 登雄  
20番 武村 美枝子  
22番 三好 忠行  
24番 高橋 博  
27番 鈴木 博義  
29番 阿部 恒一  
31番 安部 忠男  
33番 坂上 大恭  
35番 齋藤 伊勢子  
37番 鈴木 和夫

欠席委員（4名）

8番 石川 義照  
18番 三宅 繁博

13番 賀田 康臣  
26番 深川 厚

出席した職員

事務局長 曾我部 和司  
次長 近藤 久幸  
係長 岩崎 浩樹

次長 大西 唯文  
係長 岡田 昇

局 長       ご起立願います。

局 長       礼、ご着席ください。

局 長       それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶を  
お願い申し上げます。

会 長       挨拶

議 長       只今の出席委員数は、32名であります。

議 長       したがいまして、農業委員会等に関する法律第21条第3項の  
規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長       よって、第3回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長       これより、会議を開きます。

議 長       議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長       ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、8番  
石川 義照委員、13番 賀田 康臣委員、18番 三宅 繁博  
委員、26番 深川 厚委員より欠席届けがありましたので、ご  
報告いたします。

議 長       日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長       会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、  
19番 武村 喜太郎委員、20番 武村 美枝子委員を指名いた  
します。

議 長       日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による  
通知についてを議題といたします。

議 長       報告を求めます。岡田 昇君

岡田係長 受付番号4番～8番を議案書により報告

議 長 以上で報告を終わりました。

議 長 日程第3、承認第1号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認についてを議題といたします。

議 長 説明を求めます。岩崎 浩樹君

近藤次長 受付番号1番を議案書により説明

議 長 以上で、承認第1号の説明は終わりました。質疑ありませんか。

委 員 なし。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 承認第1号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認について、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 挙手全員

議 長 挙手全員であります。よって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

議 長 日程第4、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇君

岡田係長 受付番号22番～23番を議案書により説明

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長           これより、質疑にはいります。

議 長           受付番号 22 番 質疑ありませんか。

委 員           22 番異議ありません。

議 長           23 番

委 員           23 番異議ありません。

議 長           ほかに、質疑はありませんか。

委 員           なし。

議 長           格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長           議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員           挙手全員

議 長           挙手全員であります。よって、議案第 1 号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 案           日程第 5、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長           議案の説明を求めます。近藤 久幸君

近藤次長       受付番号 8 番～10 番を議案書により報告

議 長           以上で、議案の説明は終わりました。

議 長           これより、質疑にはいります。

議 長           受付番号 8 番 質疑ありませんか。

委員 8番異議ありません。

議長 9番

委員 9番異議ありません。

議長 10番

委員 10番異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

渡邊委員 10番で土地改良区の了解（意見書）がなくても、事由書で県へ進達できるのか。

局長 県は進達の受付をするそうです。土地改良区へ意見書を求めて30日以上回答が得られない場合はその事由書を付ければ、受付するそうです。あと県がどう判断するかになります。

渡邊委員 もし許可になって、何か土地の状態で改善等で土地改良区でトラブルになる可能性はないのか。

局長 届出の内容では改良区がその土地の周辺の住民の同意書を取ってきなさいとのことで保留になっているとのことです。申請者本人は農地の真ん中の太陽光なので周辺の同意書は必要ないのではないかとということで、周辺の住民の同意書をもらっていないということです。その他のことでは問題ないようです。

高橋恒男委員 土地改良区の役員と現地に行ったとき、太陽光の配電盤の設置場所についても民家から離れて東にすると聞いている。

坂上委員 周辺の同意書は取れないと聞いていたが。

局長 同意書を取ってくるよう指導したが、申請者は必要ないとのことで他に問題はないので提出していない。30日経過ということで申請があがってきたということです。

渡邊委員 県へも太陽光については、今までに反射とかいろいろなことで問題ありませんということで意見書を出しているが、今になって太陽光パネルの能力もあるのか全国的に反射熱で家の中に差し込んで温度が上がるなど、配電盤の音とか長年たつて徐々に問題が起こってきている。許可出す段階で県もある程度の基準を示していただかないと。太陽光設備そのものに問題が生じたときにトラブルになっても困るので。太陽光については、まだまだ出てくると思われるので。

議長 これは、県の会の時に質問したい。進達するときには理由書、説明書を添付して出すのでこれに対し、県の方から何らかの反応があると思いますが、今後のこともあるので私の方から尋ねてみたい。また、その結果については報告したいと思います。

石川有利委員 10番ですが、農地を太陽光発電にした場合、この土地は雑種地か何かに変わるのですか。

局長 雑種地に変わります。

議長 県下の中で、今まで太陽光についての問題というのは出ていない。大事なことなので、今の質問も含めて尋ねてみたいと思います。

議長 ほかに、ご質問はありませんか。

委員 なし。

議長 ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 挙手全員

議長 挙手全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり許可することに決しました。



- 議 長 日程第6、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。
- 議 長 議案の説明を求めます。近藤 久幸君
- 岩崎係長 受付番号70番～80番、議案書により説明
- 議 長 以上で、議案の説明は終わりました。  
80番の説明がありましたが、第1種農地、甲種農地、3000平方メートルを超えている農地につきましては、それぞれ担当の農業委員会が、県の会に行って説明するということが4月1日からなっております。今回は80番が第1種農地の転用ですので、農業委員会の事務局の説明が必要になりますので、松山で説明していただくようお願いしたいと思います。
- 議 長 それでは、議案の説明が終わりましたので、質疑にはいりたいと思います。
- 議 長 受付番号70番、質疑はありませんか。
- 委 員 70番異議ありません。
- 議 長 71番
- 委 員 71番異議ありません。
- 議 長 72番
- 委 員 72番異議ありません。
- 議 長 73番
- 委 員 73番異議ありません。
- 議 長 74番

委員 74番異議ありません。

議長 75番

委員 75番異議ありません。

議長 76番

委員 76番異議ありません。

議長 77番

委員 77番異議ありません。

議長 78番

委員 78番異議ありません。

議長 79番

委員 79番異議ありません。

議長 80番

委員 80番異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

議長 それでは質疑ありませんか。

委員 なし。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 挙手全員

議 長 挙手全員であります。よって、議案第3号は許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第7、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇君

岡田係長 受付番号107番～110番を議案書により説明

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、受付番号111番～114番については再設定であります。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 受付番号107番、質疑はありませんか。

委 員 107番異議ありません。

議 長 108番

委 員 108番異議ありません。

議 長 109番

委 員 109番異議ありません。

議 長 110番

委 員 110番異議ありません。

議 長 受付番号111番～114番の再設定について、質疑はありませんか。

委員 なし。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 なし。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 挙手全員

議長 挙手全員であります。よって、議案第4号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 日程第8、諮問第1号、法定外公共財産（道・水路）の用途廃止についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西 唯文君

大西次長 受付番号6番～7番を議案書により説明

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいりません。

議長 受付番号6番、質疑はありませんか。

委員 6番異議ありません。

議長 7番

委員 7番異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、法定外公共財産（道・水路）の用途廃止については、廃止しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 挙手全員

議 長 挙手全員であります。よって、諮問第1号は、廃止しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 日程第9、諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを議題といたします。

（審議に入る前に、事務局大西次長より、受付番号2番については取下げの申し出があり、今回は1，3，4番について審議をお願いしたい旨の報告がある）

議 長 議案の説明を求めます。近藤久幸君。

近藤次長 受付番号1番、3番、4番を議案書により説明

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいりません。

議 長 受付番号1番、質疑はありませんか。

委 員 1番異議ありません。

議 長 3番

委 員 3番異議ありません。

議 長 4番

委員 4 番異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

諮問第 2 号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見については、変更しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。よって、諮問第 2 号は、変更しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件はすべて終了いたしました。

議長 これより、その他の協議にはいりません。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

議長 ないようでしたら、局長より、その他の事務報告をさせます。

局長 事務報告

議長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございました。これをもちまして、第 3 回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力、ありがとうございました。

局長 ご起立願います。

局長 礼、お疲れ様でした。

閉会時間 ( 1 4 : 1 5 )

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 鈴木和夫

委 員 武村喜太郎

委 員 武村美枝子